

令和3年度
定期監査等結果報告書

農林水産部
消防本部

いわき市監査委員

いわき市議会議長 大 峯 英 之 様
いわき市長 内 田 広 之 様

いわき市監査委員 増 子 裕 昭
同 佐 藤 博
同 蛭 田 源 治
同 上 壁 充

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象

- (1) 農林水産部
- (2) 消防本部

2 監査実施期間

令和3年8月4日から令和3年11月24日まで

3 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年6月30日までに、執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の対象のリスク

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。

- (1) 随意契約に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
- (4) 収納に関する事務
- (5) 他自治体において、リスクが顕在化した事例等
- (6) 前回指摘した事項
- (7) その他

5 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、書面で質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

農林水産部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務（その1）

卸売市場の電気使用に伴う収入事務において、市場使用者が負担する電気料の算出に誤りのある例が認められた。

(卸売市場)

※ 卸売市場使用者が負担する電気料の計算は、市中央卸売市場業務条例施行規則及び市地方卸売市場業務条例施行規則の規定により、計器によるものとされているが、算出の基礎となる電気使用量の算定に誤りがあった。【類例1件あり】

いわき市中央卸売市場業務条例

(使用料等)

第68条 (略)

2 市場において使用する電気、ガス、水道等の費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）で市長の指定するものは、使用者の負担とする。

いわき市中央卸売市場業務条例施行規則

(使用者の負担する費用)

第90条 条例第68条第2項に規定する、使用者が負担する市長の指定する費用は、次の各号に掲げる市場施設に係る電気、汚水処理、水道及び場内電話（以下「電気等」という。）の費用とする。

- (1) 卸売業者売場
- (2) 仲卸業者売場
- (3) 買荷保管積込所
- (4) 倉庫
- (5) 冷蔵庫
- (6) 金融機関建物
- (7) 関連商品売場
- (8) バナナ加工所施設
- (9) 関係業者事務所

- (10) その他市長が指定する施設
- 2 前項の費用の計算は、計器による。ただし、これによりがたいときは、市長の認定によることができる。
- 3 (略)

いわき市地方卸売市場業務条例

(使用料等)

第61条 (略)

- 2 市場において使用する電気、ガス、水道等の費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）で市長の指定するものは、使用者の負担とする。

いわき市地方卸売市場業務条例施行規則

(使用者の負担する費用)

第75条 条例第61条第2項に規定する市長の指定する費用は、次に掲げる市場の施設に係る電気、上下水道及び内線電話（以下「電気等」という。）の費用とする。

- (1) 卸売場
 - (2) 仲卸売場
 - (3) 買荷保管積込所
 - (4) 倉庫
 - (5) 関連商品売場
 - (6) 買受人詰所
 - (7) 関係業者事務所
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する施設
- 2 前項の費用の計算は、計器による。ただし、これによりがたいときは、市長が認める方法によることができる。
 - 3～4 (略)

2 収入事務（その2）

使用料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

(農地課)

- ※ 川前活性化センター使用料として令和3年6月23日（水）に受領した現金については、市財務規則第54条第5項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月24日（木）までに払い込まなければならないが、同月25日（金）に払い込まれていた。
- なお、収納金融機関が遠隔地にある場合は、同規則第49条の3第2項の適用について検討されたい。

いわき市財務規則

(収納金の払込み)

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

- 2 会計管理者が指定する公所の出納員及び公所以外の分任出納員で収納金融機関が遠隔の地にある場合等においては、前項の規定にかかわらず、おおむね1週間ごとにまとめて払い込むことができる。

(徴収又は収納事務の委託)

第54条 (略)

2～4 (略)

- 5 第49条の3第1項の規定は、収入事務受託者がその徴収又は収納に係る収入金を払い込む場合の手続きについて準用する。この場合において、同項本文中「出納機関は」とあるのは「収入事務受託者は、会計管理者が別に定める場合を除くほか」と、「現金等払込書（第16号様式）」とあるのは「現金等払込書（第16号様式）及び収入金の内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）」と、「指定金融機関等」とあるのは「会計管理者又は指定金融機関等」と読み替えるものとする。

3 契約事務

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(林務課、水産課)

※ 普通財産の貸付に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が『契約等の相手方が排除措置対象者であること』又は『公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること』のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」が講じられていなかった。

なお、水産課においても同様の例が認められた。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団等と認められる者

(2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者

(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

- (2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

契約等からの暴力団等の排除について（財政部契約課策定）

（抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

4 財産管理事務

郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。

(林務課)

※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点(令和3年9月1日)において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。

いわき市文書等管理規程

(発送)

第48条 (略)

2～3 (略)

4 郵便切手又は料額印面の付いた郵便はがき等の受払いについては、郵便切手等管理簿(第11号様式)により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

消防本部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 支出事務（その1）

消防団員出動手当に係る支出事務において、適正な処理がなされていない例が認められた。

（総務課、平消防署）

※ 機械器具の点検に係る消防団員出動手当については、消防本部総務課が作成している事務マニュアルに適正な必要人員を予め示したうえで、出動報告書に基づき実働に応じて支給するとしているが、令和3年4月分の第1支団第9分団における出動報告人員が合計79名であったのに対し、30名分の出動手当が支給されていた。

いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例

（費用弁償）

第14条 団員が、水火災その他の災害、警戒及び訓練のため出動し、又は職務に従事した場合においては、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水火災その他の災害のため現場に出動した場合1回につき1,000円。ただし、水害及び山林火災の防除のため現場活動に3時間以上従事した場合1回につき2,000円
- (2) 現場出動のため、消防団員詰所等において待機した場合1回につき1,000円
- (3) 警戒若しくは訓練に出動した場合又は職務に従事した場合1回につき1,000円

3～6 （略）

2 支出事務（その2）

支出事務において、支出負担行為の手続きが行われていない例が認められた。

(総務課)

※ 令和3年4月1日付けで、各消防署所に係る浄化槽の維持管理業務委託契約を締結しているが、監査実施時点（令和3年9月2日）において、市財務規則第62条の規定に基づく支出負担行為書の作成が行われていなかった。【類例1件あり】

いわき市財務規則

(支出負担行為の手続)

第62条 支出負担行為権者は、支出負担行為をするときは、別段の定めがある場合を除くほか、支出負担行為の内容を示すため、支出負担行為書（第25号様式）を作成しなければならない。支出負担行為をしたのちにおいて、当該支出負担行為の内容を変更し、又はこれを取り消す場合においても、また同様とする。

(支出負担行為の整理区分)

第63条 支出負担行為権者が、支出負担行為をする場合における支出負担行為として整理する時期、支出負担行為として会計管理者の確認を受ける時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要なおもな書類は、別表第3に定めるとおりとする。

2 (略)

別表第3（第63条関係）（抜粋）

支出負担行為の整理区分（節区分）

節の区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為として出納機関の確認を受ける時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要なおもな書類	摘要
12 委託料	<u>契約を締結するとき</u>	支出命令を発したとき	契約金額	見積書、予定価額調書、入札書、入札調書、積算の基礎を明らかにした書類、契約書案、請書案ただし、工事請負に類するものにあつてはこのほか工事請負費に必要なおもな書類の例による。	

3 支出事務（その3）

超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給に係る事務において、適切な処理がなされていない例が認められた。

（平消防署、小名浜消防署、川前分遣所）

【事例1】平消防署

※ 令和3年4月分の超過勤務及び特殊勤務命令簿において、救急業務に係る超過勤務手当のうち支給割合が100分の60となる超過勤務手当の時間数は32分であったが、諸手当実績報告書において1時間となるべきところ2時間と記載されていた。

【事例2】小名浜消防署

※ 令和3年4月分の超過勤務及び特殊勤務命令簿において、機関員手当の支給対象業務に従事した勤務数が合計4勤務となるどころ2勤務と計算されていた。また、諸手当実績報告書においても、当該勤務について2勤務と記載されていた。

【事例3】川前分遣所

※ 令和3年4月分の超過勤務及び特殊勤務命令簿において、火災出動回数が1回と記載されていたが、諸手当実績報告書に計上されていなかった。また、機関員に係る超過勤務手当について、支給割合が100分の135となる超過勤務手当の時間数は1時間9分であったが、諸手当実績報告書では1時間となるべきところ2時間と記載されていた。

いわき市職員の特殊勤務手当に関する条例

（消防職員の特殊勤務手当）

第12条 消防職員の特殊勤務手当は、次のとおり区分する。

- (1) 火災出動手当
 - (2) 救急業務手当
 - (3)～(6) (略)
 - (7) 機関員手当
 - (8) (略)
- 2 火災出動手当は、消防職員が火災のため出動し、消火の作業に従事したときに支給する。
- 3 救急業務手当は、消防職員が消防法（昭和23年法律第186号。以下この条において「法」という。）第2条第9項に規定する業務に従事したときに支給する。
- 4～7 (略)
- 8 機関員手当は、機関員が消防自動車等を緊急用務のために運転する業務に従事したときに支給する。
- 9 (略)
- 10 第1項に規定する特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内で市長が規則で定める額とする。
- (1) 火災出動手当 当該作業に従事した1回について300円
 - (2) 救急業務手当 当該業務に従事した1回について510円
 - (3)～(6) (略)
 - (7) 機関員手当 当該業務に従事した1勤務について200円
 - (8) (略)

いわき市職員の給与の支給に関する規則

（給与の減額）

第16条の11 条例13条の規定により給与を減額する場合においては、給与の減額の基礎となる勤務しない時間数は、その給与期間の全時間数によつて計算するものとする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

2 (略)

(超過勤務手当等の支給及び計算方法)

第17条の4 (略)

2 (略)

3 超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数（超過勤務手当のうち、支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によつて計算するものとする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときの端数の処理については、第16条の11の規定の例による。

4 (略)

いわき市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

(消防職員の手当の額)

第10条 条例第12条第10項の市長が規則で定める額は、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 火災出動手当 従事した1回について300円

(2) 救急業務手当 従事した1回について救急救命士にあつては400円（救急救命士法施行規

則（平成3年厚生省令第44号）第21条に規定する救急救命処置のいずれかを行つた救急救命士については、従事した1回について510円）、その他の職員にあつては250円

(3)～(6) (略)

(7) 機関員手当 従事した1勤務について大型及び中型の緊急車両にあつては200円、準中型及び普通の緊急車両にあつては100円

(8) (略)

4 支出事務（その4）

週休日の振替に関する事務について、適切な処理がなされていない例が認められた。

（小川分遣所）

※ 新たな勤務日を4月16日（金）17時15分から同月17日（土）8時30分とした週休日の振替において、新たな週休日は同一週を越えて4月28日（水）8時30分から17時15分に振り替えられているにもかかわらず、超過勤務手当が支給されていなかった。

いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 （略）

（週休日の振替等）

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、市長が規則で定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち市長が規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する規則

（週休日の振替等）

第3条 条例第5条の市長が規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2～3 （略）

いわき市職員の給与に関する条例

（超過勤務手当）

第14条 （略）

2 （略）

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定によりあらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市長が規則で定める時間を除く。）に対して勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4～6 （略）

いわき市職員の給与の支給に関する規則

(超過勤務手当の支給割合)

第17条 (略)

2 条例第14条第3項の市長が規則で定める割合は、100分の25とする。